

飲酒運転根絶に向け、教職員一人ひとりが注意することはもちろん、お互いに声を掛け合うなど根絶に努める。また、生徒を指導し模範的立場にある教育公務員の信頼を損なわないために、下記の校内ルールを定め遵守する。

記

1 酒席に先立って

- (1) 酒席のある週においては、職員会議等において管理職や幹事が校内ルールの遵守を確認する。
- (2) 職場から酒席に向かう前には、職員間で酒席への交通手段を確認する。
- (3) 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。ただし、やむを得ず自家用車で参加し、運転代行を利用して帰宅する場合は、2次会には参加しない。
- (4) 飲酒の習慣がない教職員や当日、飲酒をしない者は上記の限りではない。

2 酒席に際して

- (1) 開会に先立ち実施
 - ① 幹事・管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
 - ② 酒席の開始にあたり、出席者同士でも飲酒の有無や帰宅方法、翌日の予定等を互いに確認する。
- (2) 閉会前に実施
運転代行での帰宅予定者については、酒席の閉会前に運転代行に連絡し、予約ができたことを確認する。
- (3) 酒席閉会時実施
 - ① 幹事・管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
 - ② 運転代行を利用して帰宅する者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- (1) 学校全体及び学年会、教科会等の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。
- (2) 上記の酒席における確認事項については、学校全体は管理職（副校長）、学年会、教科会等は幹事が行うものとする。